



福岡県医師会第 980 号 (地)
平成 28 年 7 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、安倍晋三中央防災会議会長（内閣総理大臣）より日本医師会を通して別添の通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的に大雨や集中豪雨が観測され、多数の人的被害及び住家被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導方を改めて求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知で示された留意点の内、特に医師会活動に関わるものは下記の項目となっております。

記

●関係機関から市町村に対する助言（留意点 1－⑤）

市町村から助言を求められた際には、所掌事務に関し、適切に必要な助言を行うことができるよう、事前の準備を十分しておくこと。さらに、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑の実施するため、時間軸に沿った防災行動計画（タイムライン）を事前に準備する等市町村等との連携を強化すること。

●要配慮者への配慮等（留意点 3）

視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進するとともに、市町村における避難行動要支援者名簿の作成等を受けた要配慮者情報の共有の促進、福祉避難所の指定等に促進等に努めること。

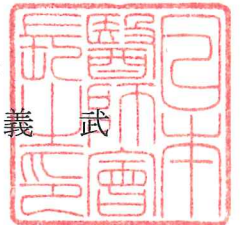
日医発第 256 号（地 I 85）

平成 28 年 6 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、安倍晋三 中央防災会議会長（内閣総理大臣）より本職に対し、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について要請がありました。

本件は、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、多数の人的被害及び住家被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導方を改めて求めるものであります。

本通知で示された留意点の内、特に、1－⑤、関係機関から市町村に対する助言、3. 要配慮者への配慮等、が医師会活動に関わるものと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につきご高配の程お願い申し上げます。また、貴都道府県災害対策本部が設置された場合の対応につきましてもよろしくお願いいたします。

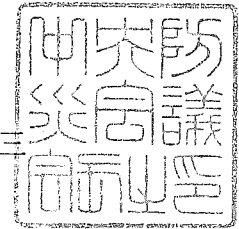
各医師会通知



中 防 災 第 1 2 号
平成 28 年 5 月 23 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
安 倍 晋



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しており、特に昨年は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による災害を始め、全国各地で災害が発生したところである。

については、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際には、近年の集中豪雨の頻発及び竜巻等突風の相次ぐ発生並びに被害状況の多様化や、風水害の危険性及び早期避難の重要性についての平時からの国民への周知、早期避難のための避難態勢の構築の徹底等、きめ細やかな取組の充実を図られたい。

特に、最近の水害、土砂災害においても、避難勧告等が適切に発令されていれば、人的被害や孤立者を減らすことができたと考えられることから、昨年一部改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に記載されたとおり、市町村が行う避難勧告等の発令について、発令区域をできるだけ絞り込むとともに、空振りをおそれず早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供するとともに、避難勧告等が発令された場合に屋内安全確保も含め、どのような避難行動を取るべきか住民一人ひとりの認識を深めるよう日頃から周知徹底を図られたい。貴殿においても、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導方を改めて依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、崖崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、

適切な措置を講ずること。

②河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

③災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域（洪水、内水、雨水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。なお、激しい雨が継続する等して、避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して安全を確保する必要性についても併せて周知を図ること。特に、地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあることから、十分に注意すること。

④防災気象情報の収集及び早い段階からの確実な防災情報伝達の徹底

降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の共有を図ること。特に、住民等に対し避難勧告等を発令する市町村に対してはきめ細やかな情報の発信に努めること。また、ホームページ、SNS等のインターネット（以下「インターネット」という。）等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図るとともに、コミュニティFM、インターネット、Ｌアラート等の多様な伝達手段を活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。なお、極めて突発的に災害が発生する場合もあり、仮に避難勧告等の発令前であっても、住民等の自主的な避難を要する場合があることに留意すること。

⑤関係機関から市町村に対する助言

市町村から助言を求められた際には、所掌事務に関し、適切に必要な助言を行うことができるよう、事前の準備を十分しておくこと。さらに、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施するため、時間軸に沿った防災行動計画（タイムライン）を事前に準備する等市町村等との連携を強化すること。

⑥地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

⑦水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑧災害対策本部における機能の維持

災害時において災害対策本部の機能を維持し、一定の業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策をとること。

⑨非常用電源の確保

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源の保守・点検等を行い、浸水等に備えた対策をとること。

2. 地域における社会構造の変化、住民の居住状況、自然条件や地形等といった、それぞれの地域の持つ特性に配慮し、市町村における可能な限り定量的かつわかりやすい避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成又は見直しに資する情報の提供に努めること。また、想定される災害の種別毎に定められる指定緊急避難場所と、指定避難所との違いについて十分に周知を図った上で市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進すること。

また、本年3月に指定緊急避難場所がどの災害種別に対応しているものか一目でわかるよう、日本工業規格（以下「J I S」という。）に「災害種別図記号（JIS Z8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」をそれぞれ定めたところ。内閣府、消防庁等においてはこれらの表示について全国的に標準的なものとなるよう取組を進めていることから、貴殿においてもこれらの表示等を新設・更新する際は、当該J I Sに基づいた表示に努めるとともに、市町村からこれらの設置等に係る協力を求められた場合は、協力に努めること。

3. 視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進するとともに、市町村における避難行動要支援者名簿の作成等を受けた要配慮者情報の共有の促進、福祉避難所の指定等の促進等に努めること。

4. 災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。

5. 災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに受援体制の整備促進に努めること。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。

以上